

昇降機等に関する技術的基準の見直し等について

1. 背景

平成17年7月の千葉県北西部地震において発生したエレベーターの閉じ込め事故、18年6月の港区シティハイツ竹芝のシンドラー社製エレベーターの戸開走行事故等を受け、審議が進められてきた社会資本整備審議会建築物等事故・災害対策部会本部会において、昨年2月26日、最終とりまとめが行われた。

これを踏まえ、関係者等との技術的な検討を重ねた結果、今般、建築基準法施行令の一部を改正し、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行うこととしたものである。

2. 概要

(1) 戸開走行保護装置の設置義務付け（第129条の10第3項第1号関係）

エレベーターの駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降したときなどに自動的にかごを制止する安全装置の設置を義務付ける。

(2) 地震時管制運転装置の設置義務付け（第129条の10第3項第2号関係）

エレベーターについて、地震その他の衝撃の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことなどができることとする安全装置の設置を義務付ける。

(3) その他

上記のほか、エレベーターの安全対策の強化を図るため、エレベーターのかご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御器の構造のうち、一定の部分にあっては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとするなど、エレベーターの安全に係る技術基準の明確化等を行う。

3. 施行期日等

(1) 経過措置（附則関係）

改正後の建築基準法施行令第129条の8第2項及び第129条の10第4項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、改正後の建築基準法施行令の例によりすることができることとする。

(2) 施行期日（附則関係）

平成21年9月28日（月）

以上

昇降機等に関する技術的基準の見直しに伴う改正法令等一覧

1. 政令

- 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（抄）
＜建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年9月19日政令第290号）＞
【H20.8.14～H20.9.12 パブリックコメント】

2. 省令

- 建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）（抄）
- 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）（抄）
＜建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年11月28日国土交通省令第95号）＞
【H20.9.30～H20.10.29 パブリックコメント】

3. 告示

1) 地震時管制運転装置

- 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人々がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号）
【H20.11.18～H20.12.17 パブリックコメント】

2) 技術基準の明確化

① 地震対策

- 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1494号）
【H20.11.12～H20.12.11 パブリックコメント】
- 建築基準法施行令第百二十九号の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1495号）
【H20.11.12～H20.12.11 パブリックコメント】
- 滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月22日国土交通省告示第1498号）
【H20.11.12～H20.12.11 パブリックコメント】

- エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒又は移動するおそれがない方法を定める件 ※ 【H20. 11. 12～H20. 12. 11 パブリックコメント】

② その他

- 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件 (平成20年12月9日国土交通省告示第1446号) 【H20. 11. 1～H20. 11. 30 パブリックコメント】
- 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件 (平成20年12月9日国土交通省告示第1447号) 【H20. 11. 1～H20. 11. 30 パブリックコメント】
- かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 (平成20年12月10日国土交通省告示第1455号) 【H20. 11. 1～H20. 11. 30 パブリックコメント】
- 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 (平成20年12月10日国土交通省告示第1454号) 【H20. 11. 1～H20. 11. 30 パブリックコメント】
- 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件 (平成19年6月20日国土交通省告示第885号) (抄)
<平成19年国土交通省告示第八百八十五号の一部を改正する件 (平成20年12月15日国土交通省告示第1461号) > 【H20. 11. 6～H20. 12. 5 パブリックコメント】
- エレベーターの制御器の構造方法を定める件 (平成12年5月31日建設省告示第1429号) <平成十二年建設省告示第千四百二十九号の一部を改正する件 (平成20年12月15日国土交通省告示第1469号) 【H20. 11. 6～H20. 12. 5 パブリックコメント】
- 平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示案 (概要) ※ 【H20. 11. 18～H20. 12. 17 パブリックコメント】
- 平成十二年建設省告示第千四百十四号の一部を改正する告示案 (概要) ※ 【H20. 11. 18～H20. 12. 17 パブリックコメント】
- エスカレーター関係告示 (2件) ※
- 遊戯施設関係告示 (2件) ※

※ 平成21年2月下旬以降公布予定

以上

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（抄）

（構造）

第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

一～四 （略）

五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六～十 （略）

十一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

十二 （略）

2 （略）

（適用の範囲）

第二百二十九条の三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の八第二項第二号、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項及び第四項並びに第二百二十九条の十三の三の規定

二・三 （略）

（エレベーターの構造上主要な部分）

第二百二十九条の四 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 （略）

二 かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

三 （略）

2 （略）

一・二 （略）

三 前号の規定によつて計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 （略）

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、二以上の部分

- で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、又は吊ることができるものであること。
- 三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - 四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - 五 (略)

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

- 一 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 二 (略)
- 三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。
- 四 (略)
- 五 用途及び積載量(キログラムで表した重量とする。以下同じ。)並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員(積載荷重を前条第二項の表に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒と、一人当たりの体重を六十五キログラムとして計算した定員をいう。第二百二十九条の十三の三第三項第九号において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口(非常口を含む。以下この節において同じ。)の戸を設けること。
- 二 (略)
- 三 昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。
- 四 (略)
- 五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。
 - イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、かごの昇降、かごの出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。
 - ロ (略)
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであつて、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第二百二十九条の八 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒し又は移動するおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。

- 2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
 - 一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。
 - 二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。
 - 三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御ができるものであること。

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の十 (略)

2 (略)

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

二 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置

イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合

ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合

ニ 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

三 (略)

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

イ 積載荷重に一・一を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ (略)

4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の七第四号並びに第二百二十九条の八第二項第二号、前条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第二百二十九条の十二 (略)

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四(第三項第五号を除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十九条の四第一項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
(略)	(略)	(略)

3～5 (略)

(小荷物専用昇降機の構造)

第二百二十九条の十三 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

四 (略)

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 (略)

2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター(以下「非常用エレベーター」という。)の数は、高さ三十一メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、二以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保って配置し

なければならない。

高さ三十一メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積	非常用エレベーターの数
(一)	(略)
(二)	千五百平方メートルを超える場合 三千平方メートル以内を増すごとに(-)の数に一を加えた数

3 (略)

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

5・6 (略)

7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターのかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 (略)

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の八第二項第二号及び第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

10～12 (略)

(位置の制限を受ける処理施設)

第三百十条の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ (略)

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

(基礎工事中用機械等の転倒による危害の防止)

第三百六条の四 建築工事等において次に掲げる基礎工事中用機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊り上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。）を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一～八 (略)

附 則（平成20年9月19日政令第290号）

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この政令による改正後の建築基準法施行令（以下この項において「新令」という。）第二百二十九条の八第二項及び第二百二十九条の十第四項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。

※下線部は今回改正部分

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）（抄）

（確認申請書の様式）

第一条の三（略）

2・3（略）

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ・ロ（略）

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の（1）及び（2）に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該（1）及び（2）に定める図書及び書類

（1） 次の表一の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書

（2） 次の表二の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二～五（略）

	(い)	(ろ)			
		図書の書類	明示すべき事項		
(一)～(九)	(略)				
(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	(略)		
			エレベーターの仕様書	(略)	
				エレベーターのかごの定格速度	
				保守点検の内容	
			エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	
				エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
				(略)	
			(略)		
			令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	エスカレーターの仕様書	(略)
					エスカレーターの踏段の定格速度
保守点検の内容					
エスカレーターの構造詳細図	(略)				
	エスカレーターの踏段の構造				
	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				
(略)					
(略)					
(十一)～(十八)	(略)				

	(い)	(ろ)
(一) ~ (十七)	(略)	
(十八)	令第百二十九条の十第四項の認定を受けたものと する構造の安全装置を有するエレベーター	令第百二十九条の十第四項に係る認定書の写し
(十九) ~ (二十一)	(略)	

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一) ~ (七)	(略)				
(八)	(略)	第一項の表四の（十二）項の（ろ）欄に掲げる図書、前項の表一の（十）項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の（十五）項、（十六）項、（十七）項及び（十八）項の（ろ）欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(九)	(略)	第一項の表四の（十二）項のろ欄に掲げる図書、前項の表一の（十）項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の（十九）項及び（二十）項の（ろ）欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(十)	(略)	第一項の表四の（十二）項の（ろ）欄及び前項の表二の（二十一）項の（ろ）欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)

二 (略)

6 ~ 9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の（ろ）欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一) ~ (四)	(略)				
(五)	(略)	第一条の三第四項の表一の（九）項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の（十五）項、	(略)	(略)	(略)

		(十六) 項、(十七) 項及び(十八) 項の(ろ)欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類			
(六)	(略)	第一条の三第四項の表一の(九)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の(十九)項及び(二十)項のろ欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類	(略)	(略)	(略)
(七)	(略)	第一条の三第四項の表二の(二十一)項のろ欄に掲げる図書及び前項第一号ロ(4)に掲げる書類	(略)	(略)	(略)

3～6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式(令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類

(2) 次の表三の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二・三 (略)

一 (略)

二

	(い)	(ろ)		
		図書の書類	明示すべき事項	
(一)～(四)	(略)	(略)	(略)	
(五)	令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター(この項において「乗用エレベーター等」という。)	(略)	(略)	
		令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに令第二百二十九条の四から令第二百二十九条の十までの規定が適用されるエレベーター	エレベーターの仕様書	(略)
				エレベーターのかごの定格速度
				保守点検の内容
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造
				(略)
(略)				
令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	エスカレーターの仕様書	(略)		
		エスカレーターの階段の定格速度		
		保守点検の内容		

		エスカレーターの構造詳細図	(略)
			エスカレーターの階段の構造
			エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造
			(略)
(六)	(略)		

三

		(い)	(ろ)
(一)	乗用エレベーターで観光のためのもの	(略)	
		制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し
		安全装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第四項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第四項の認定に係る認定書の写し
(二) ～(十二)	(略)		

2～8 (略)

別表第二 (第十一条の二の三関係)

	(い)	(ろ)
	(略)	
	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円
令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価	令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十万円
	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円
	(略)	

附 則 (平成20年11月28日国土交通省令第95号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

※下線部は今回改正部分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）（抄）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～十九 （略）

二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一～二十四 （略）

附 則（平成20年11月28日国土交通省令第95号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

※下線部は今回改正部分

地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十第三項第二号及び同条第四項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

- 第一 建築基準法施行令第二百二十九条の十第三項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる〇・メートル毎秒毎秒以上三・〇メートル毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。
- 第二 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。
- 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。
- 三 地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。
- イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。
- ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後十秒（出入口のない昇降路の部分（その部分の昇降行程が、かごを十秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、四十二メートル以下であるものに限る。）を昇降する場合にあっては、加速度の検知後三十秒）以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に〇・八メートル毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれがなくなった後九十秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。
- ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。
- 四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1494号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあっては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあっては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあっては、接合部は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
 - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。
- 三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあっては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成20年12月19日国土交通省告示第1495号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の七第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 二 釣合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに地震時に昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月22日国土交通省告示第1498号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の四第三項第四号の規定に基づき、滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。）は、三ミリメートル以上で、かつ、索の直径（平形の索にあっては、その短幅。以下同じ。）の三分の一以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の四分の三以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の二十分の十七以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式エレベーターにあっては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第一項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

エレベーターの駆動装置及び制御器は、次に定めるところにより設置しなければならない。

- 一 駆動装置及び制御器に作用する地震力により損傷を生じるおそれのない部分に、ボルトその他の金物で緊結する、又は溶接すること。
- 二 ボルトその他の金物又は溶接継目が、次の式に適合すること。

$$(R/R_a)^2 + (S/S_a)^2 \leq 1$$

この式において、R、R_a、S及びS_aは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- R ボルトその他の金物又は溶接継目に、駆動装置及び制御器に作用する地震力によって生じる引張りの応力度
- R_a ボルトその他の金物又は溶接継目の、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三款の規定による短期に生じる力に対する引張りの許容応力度
- S ボルトその他の金物又は溶接継目に、駆動装置及び制御器に作用する地震力によって生じるせん断の応力度
- S_a ボルトその他の金物又は溶接継目の、令第三款の規定による短期に生じる力に対するせん断の許容応力度

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

- 一 昇降路は、次のイからホまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口
 - ロ 点検用の開口部
 - ハ 換気上有効な開口部
 - ニ 機械室との隔壁に設ける開口部（主索その他の索が貫通するためのものに限る。）
 - ホ 昇降路の頂部及び底部
- 二 第一号のロに掲げる開口部には、かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない構造の戸を設けること。
- 三 前号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
- 四 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 五 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部にガラスを用いる場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。ただし、構造上軽微な部分に用いられるガラスにあっては、この限りでない。
 - イ ガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R 三二〇五（合わせガラス）に規定する合わせガラスをいう。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。
 - ロ ガラスは、その種類、製造業者名及び寸法がガラス板に表示されたものであること。
- 六 昇降路の出し入れ口の戸は、人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 七 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。
- 八 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。
- 九 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、二ミリメートル（当該戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては四ミリメートル）以下のもの。
 - ロ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの。
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、二ミリメートル（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては四ミリメートル）以下のもの。
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの。
- 十 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、五の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件（平成20年12月9日国土交通省告示第1447号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百九条の七第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的に、かつ、機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から開錠解錠することができないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。
- 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。
- 六 施錠装置の係合部分は、七ミリメートル以上であること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件
(平成20年12月10日国土交通省告示第1455号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

- 第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごは、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。
 - イ かごの出入口
 - ロ 令第二百九条の六第四号に規定する開口部
 - ハ かごの壁又は囲い(床面からの高さが百八十センチメートル以上又は三十センチメートル以下の部分に限る。)及び天井部に設ける換気上有効な開口部
 - 二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。
 - 三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
 - 四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力がかご内から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。こと。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
 - 五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。こと。
 - イ 合わせガラス(日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。)とすることができる。
 - ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが一・一メートル以下の部分に限る。)に使用するガラスにあっては、手すり(ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。)を床面から〇・八メートル以上一・一メートル以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。
 - 六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。
 - 七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。こと。
 - 八 かごの床面で五十ルクス(乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては二十五ルクス)以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。
 - 九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは二メートル以上とすること。
- 第二 令第二百九条の六第一項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。
- 一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。
 - 二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
 - 三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、八ミリメートル以下のもの
 - ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、八ミリメートル以下のもの
 - ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、八ミリメートル以下のもの

- ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、八ミリメートル以下のもの
- 四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあつては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあつては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 六 かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。
- 七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。
- 八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第一第五号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

昇降路外の人又は物がかご又はつり合鈎合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成20年12月10日国土交通省告示第1454号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の七第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又はつり合鈎合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百九条の七第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は鈎合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出入口（非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。）
 - ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス（日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとする事ができる。
- 四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。
- 六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- 七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- 八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあつては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあつては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあつては、昇降路内に向かつて開くことができない構造とすること。
- 十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第三号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成19年国土交通省告示第885号）（抄）

第一号様式（第一第一号関係）

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項		
(略)				
法第36条	(略)			
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	エレベーターの仕様書	(略)	□
			エレベーターのかごの定格速度	
			保守点検の内容	
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	□
			エレベーターの <u>主要な支持部分の位置及び構造</u>	
			(略)	
	(略)			
	令第129条の10第2項に係る認定書の写し		□	
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し		□	
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーター仕様書	(略)	□
			エスカレーターの <u>階段の定格速度</u>	
保守点検の内容				
エスカレーター構造詳細図		(略)	□	
		エスカレーターの <u>階段の構造</u>		
		エスカレーターの <u>主要な支持部分の位置及び構造</u>		
(略)				
(略)				
(略)				

第二号様式（第一第二号関係）

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項		
(略)				
法第36条	(略)			
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	エレベーターの仕様書	(略)	□
			エレベーターのかごの定格速度	
			保守点検の内容	
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	□
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
			(略)	
		(略)		
		令第129条の10第2項に係る認定書の写し		□
		令第129条の10第4項に係る認定書の写し		□
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□
			エスカレーターの階段の定格速度	
			保守点検の内容	
		エスカレーターの構造詳細図	(略)	□
			エスカレーターの階段の構造	
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				
(略)				
(略)				
(略)				

第三号様式（第一第三号関係）

(い)	(ろ)		(は)
	図書の種類	記載事項	
(略)			
令第143条第2項	(略)		
	令第143条第2項において準用する令第129条の10第2項に係る認定書の写し		<input type="checkbox"/>
	令第143条第2項において準用する令第129条の10第4項に係る認定書の写し		<input type="checkbox"/>
	(略)		
令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の10まで	(略)		
	エレベーターの仕様書	(略)	<input type="checkbox"/>
		エレベーターのかごの定格速度	
		保守点検の内容	
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	<input type="checkbox"/>
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
(略)			
(略)			
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	(略)		
	エスカレーターの仕様書	(略)	<input type="checkbox"/>
		エスカレーターの踏段の定格速度	
		保守点検の内容	
	エスカレーターの構造詳細図	(略)	<input type="checkbox"/>
		エスカレーターの踏段の構造	
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造			
(略)			
(略)			

第四号様式（第二第一号関係）

(い)	(ろ)		(は)		
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条	(略)				
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	(略)		□	□
		エレベーターの仕様書	(略)		
			エレベーターのかごの定格速度		
			保守点検の内容		
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
			(略)		
		(略)			
		令第129条の10第2項に係る認定書の写し			
		令第129条の10第4項に係る認定書の写し			
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□	□
			エスカレーターの踏段の定格速度		
			保守点検の内容		
		エスカレーターの構造詳細図	(略)		
エスカレーターの踏段の構造					
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造					
(略)					
(略)					
(略)					

(い)	(ろ)		(は)		
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条	(略)				
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	エレベーターの仕様書	(略)	□	□
			(略)		
			エレベーターのかごの定格速度		
		エレベーターの構造詳細図	保守点検の内容		
			エレベーターのかごの構造		
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
		(略)			
		令第129条の10第2項に係る認定書の写し			
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し				
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□	□
			エスカレーターの階段の定格速度		
			保守点検の内容		
		エスカレーターの構造詳細図	(略)		
			エスカレーターの階段の構造		
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造					
(略)					
(略)					
(略)					

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認
(略)				
令第143条第2項	(略)		□	
	令第143条第2項において準用する令第129条10第2項に係る認定書の写し			
	令第143条第2項において準用する令第129条10第4項に係る認定書の写し			
令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の10まで	エレベーターの仕様書	(略)	□	
		エレベーターのかごの定格速度		
		保守点検の内容		
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
		(略)		
(略)				
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーター仕様書	(略)	□	
		エスカレーター踏段の定格速度		
		保守点検の内容		
	エスカレーター構造詳細図	(略)		
		エスカレーター踏段の構造		
		エスカレーター主要な支持部分の位置及び構造		
(略)				
(略)				
(略)				

附 則（平成二十年十二月十五日 国土交通省告示第千四百六十一号）
 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

※下線部は今回改正部分

エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1429号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

- 第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第千四百十五号第二に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。
- 二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。
- 三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。
- イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。
- ロ 建築基準法施行令第二百九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。
- 四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。
- イ 昇降行程が十メートル以下であるエレベーター
- 第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
- 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
- 三 第一第二号から第四号までに定める構造とすること。
- 附 則（平成十二年五月三十一日 建設省告示第千四百二十九号）
この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 附 則（平成二十年十二月十五日 国土交通省告示第千四百六十九号）
この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

※下線部は今回改正部分

平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示案（概要）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第290号。以下「改正令」という。）の施行（平成21年9月28日）に伴い、平成12年建設省告示第1413号について、以下のとおり所要の改正を行う。

改正のポイント

- 特殊な構造のエレベーターとして「昇降行程の短い（7m以下）のエレベーター」及び「超高速（定格速度が240メートル毎分以上）の乗用・寝台用エレベーター」を新たに規定。
（なお、荷物用エレベーターの一部について、政令第129条の11において戸開走行保護装置の適用が除外されている。）
- 特殊な構造のエレベーターについて、規定の重畳関係について整理。

改正の概要

- (1) かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター（第1第1号関係）
令第129条の6第1号（かごの構造）についての特例を設ける。また、側面救出口についての規定を新たに追加する。
- (2) オープンタイプエレベーター及び水平エレベーター（第1第2号関係）
従前どおりとし、令第129条の7第1号（昇降路の構造）についての特例を設ける。
- (3) 機械室なしエレベーター（第1第3号関係）
従前どおりとする。
- (4) 昇降行程の短い（7メートル以下）エレベーター（新規追加）
昇降行程が7メートル以下の乗用及び寝台用エレベーターを本告示に新たに追加し、令第129条の10第3項第2号（地震時等管制運転装置）の規定を適用除外とする。
- (5) 超高速（定格速度が240メートル毎分以上）エレベーター（新規追加）
定格速度が240メートル毎分以上の乗用及び寝台用エレベーターを本告示に新たに追加し、令第129条の10第3項第2号（地震時等管制運転装置）についての特例を設ける（停止時間及び非常着床出入口についての特例を設ける。）。
- (6) 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が1.1平方メートル以下のエレベーター（第1第5号関係）
令第129条の10第3項第4号ロの規定（かご内停電灯）を新たに適用対象とする。
- (7) 自動車運搬用エレベーターで、かごの天井、出入口の戸、壁若しくは囲いの全

部又は一部を有さないもの（第1第6号関係）

従前どおりとし、令第129条の6第1号（かごの構造）についての特例を設ける。

（8）ヘリポート用エレベーター（第1第3号関係）

従前どおりとし、令第129条の6第1号（かごの構造）及び第129条の7第1号（昇降路の構造）についての特例を設ける。

（9）段差解消機等（第1第7号関係）

従前どおりとし、令第129条の6第1号（かごの構造）、第129条の7第3号（乗場戸施錠装置）、第129条の8第2項第2号（ドアスイッチ）並びに第129条の10第3項第1号（戸開走行保護装置）及び第2号（地震時等管制運転装置）の規定を新たに適用除外する。

（10）いす式階段昇降機等（第1第8号関係）

従前どおりとし、令第129条の6第1号（かごの構造）、第129条の7第3号（乗場戸施錠装置）、第129条の8第2項第2号（ドアスイッチ）並びに第129条の10第3項第1号（戸開走行保護装置）及び第2号（地震時等管制運転装置）の規定を新たに適用除外とする。

平成十二年建設省告示第千四百十四号の一部を改正する告示案（概要）

1. 改正の概要

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第290号）の施行（平成21年9月28日）に伴い、平成12年建設省告示第1414号について、綱車及び巻胴の軸の強度基準を追加する等の所用の改正を以下のとおり行う。

令第129条の4第2項第3号に規定する安全率は、以下のとおりとする。

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
8.0 (脆性金属にあつては、10.0とする。)	3.0 (脆性金属にあつては、4.0とする。)

2. 今後のスケジュール

施行日：平成21年9月28日